

IBA 研究フォーラム傘下「研究会規程」

第 1 条 目的

研究会立ち上げの目的は以下とする。

1. 修了生の継続的な研究の支援
2. 修了生、在学生間及び教職員との交流の場を提供

第 2 条 活動計画

各研究会は活動年度直前の 3 月末までに年次の活動計画書を作成し、研究フォーラム運営委員会に提出すること。

1. 研究会名称
2. 設立目的と研究概要
3. 構成員と代表者（氏名、所属、連絡先）
4. 年間活動プラン
5. 予算案

第 3 条 設立要件

1. 構成員数 設立時の最低参加人数を 4 名とする。その後、参加人数の平均が 3 名を下回る時には、研究会を継続するかどうか研究フォーラム運営委員会で検討される。
2. 開催回数 研究会の開催数を最低年間 4 回とする。
3. 構成員
 - ・研究会には顧問として最低 1 名の IBA 教員の参加を必要とする。但し、顧問は原則として任期の定めのない専任教員、または定めのある専任教員に限る。
 - ・構成員の半数以上を IBA 研究フォーラム所属メンバーとする。
 - ・代表者 1 人を選出すること。

第 4 条 承認

研究会より提出された活動計画書に基づき、研究フォーラム運営委員会は研究会設立の認可および各研究会に割り当てる予算を審査、決定する。その後経営戦略研究会に報告、最終承認される。

第 5 条 研究会の開示

研究会の案内、構成員の募集、研究成果等は原則、研究会が IBA 研究フォーラムホームページを通じて行うこととする。

第 6 条 収支報告の義務

各研究会は年度末に収支報告を提出すること。各支出に対しては必ず領収書を添付すること。

第 7 条 その他

研究会活動は IBA 研究フォーラム規程に準じて行うこととする。遵守されない場合には、研究会の解散、予算の没収等を行う。